

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光友会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成18年4月1日より適用する

別表 1

名 称	報 酬	実費弁済費
理事会出席報酬	5,000 円	2,000 円
評議員会出席報酬	5,000 円	2,000 円

別表 2

名 称	報 酬	実費弁済費
理事・評議員業務報酬等	10,000 円	2,000 円
監事監査指導報酬等	10,000 円	2,000 円